

修士論文の審査基準

医科学専攻

○審査基準（満たすべき水準）

修士課程における学位申請論文の審査にあたっては、当該論文が新規性，論理性，明瞭性，倫理性等の観点から優れており，医学，医療および関連分野の発展に寄与する学術的意義を有しているかを基準として評価する。

加えて，学位論文審査を申請する者は，課程修了に必要な所定の単位を修得見込みであり，かつ十分な指導のもとに研究における主体性および課題解決型能力を培っていることが要求される。

また，審査の一環として，公開発表形式の口述および質疑を行い，大学院学務委員会，医学系運営委員会及び医学薬学府幹事会において，修士の学位にふさわしいものと認められる必要がある。

○審査委員体制、審査の方法及びその項目

医学薬学府規程

（学位論文等の審査及び最終試験）

第20条 学位論文等の審査及び最終試験は，千葉大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるところにより，本学府の授業及び研究指導を担当する教授のうちから，医学薬学府教授会（以下「教授会」という。）が指名する3名以上の審査委員が行う。ただし，教授会が必要があると認めたときは，本学府の授業及び研究指導を担当する教授以外の教員を審査委員とすることができる。

2 審査委員の構成は，次のとおりとする。

一 主査 1名

二 副査 2名以上

3 教授会は，学位論文の審査に当たって必要があると認めたときは，他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

4 前項に定めるもののほか，学位論文等の審査及び最終試験等に関し必要な事項は，別に定める。

総合薬品科学専攻

○審査基準（満たすべき水準）

修士課程における学位申請論文の審査にあたっては、当該論文が新規性、論理性、明瞭性、倫理性等の観点から優れており、創薬科学および関連分野の発展に寄与する学術的意義を有しているかを基準として評価する。

○審査委員体制、審査の方法及びその項目

医学薬学府規程

（学位論文等の審査及び最終試験）

第20条 学位論文等の審査及び最終試験は、千葉大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるところにより、本学府の授業及び研究指導を担当する教授のうちから、医学薬学府教授会（以下「教授会」という。）が指名する3名以上の審査委員が行う。ただし、教授会が必要があると認めたときは、本学府の授業及び研究指導を担当する教授以外の教員を審査委員とすることができる。

2 審査委員の構成は、次のとおりとする。

一 主査 1名

二 副査 2名以上

3 教授会は、学位論文の審査に当たって必要があると認めたときは、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

4 前項に定めるもののほか、学位論文等の審査及び最終試験等に関し必要な事項は、別に定める。

千葉大学大学院医学薬学府 博士学位論文の審査基準

先端医学薬学専攻（医学領域）

○審査基準（満たすべき水準）

博士課程における学位申請論文の審査にあたっては、当該論文が新規性、論理性、明瞭性、倫理性等の観点から秀逸であり、医学、医療および関連分野の発展に寄与する高い学術的意義を有しているかを基準として評価する。

加えて、学位論文審査を申請する者は、以下の基準を満たしていなければならない。

1. 課程修了に必要な所定の単位修得が見込めること。
2. 主体的に研究を遂行する能力およびその基礎となる学識を有することを示す客観的な資料（公表論文）があること。

なお、2. の公表論文は、学位申請論文の主要部分をなし、査読制度の確立した学術雑誌に投稿されている英文の原著論文であり、かつ、その筆頭著者であること。当該公表論文の性質、内容や執筆経緯、学位申請論文との関係性等が審査において評価される。

また、審査の一環として、公開発表形式の口述および質疑を行い、学位審査委員会、大学院学務委員会、医学系運営委員会及び医学薬学府幹事会において、博士の学位にふさわしいものと認められる必要がある。

○審査委員体制、審査の方法及びその項目

医学薬学府規程

（学位論文等の審査及び最終試験）

第20条 学位論文等の審査及び最終試験は、千葉大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるところにより、本学府の授業及び研究指導を担当する教授のうちから、医学薬学府教授会（以下「教授会」という。）が指名する3名以上の審査委員が行う。ただし、教授会が必要があると認めるときは、本学府の授業及び研究指導を担当する教授以外の教員を審査委員とすることができる。

2 審査委員の構成は、次のとおりとする。

一 主査 1名

二 副査 2名以上

3 教授会は、学位論文の審査に当たって必要があると認めるときは、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

4 前項に定めるもののほか、学位論文等の審査及び最終試験等に関し必要な事項は、別に定める。

先進予防医学共同専攻（医学領域）

○審査基準（満たすべき水準）

博士課程における学位申請論文の審査にあたっては、当該論文が新規性、論理性、明瞭性、倫理性等の観点から秀逸であり、医学、医療および関連分野の発展に寄与する高い学術的意義を有しているかを基準として評価する。

加えて、学位論文審査を申請する者は、以下の基準を満たしていなければならない。

1. 課程修了に必要な所定の単位修得が見込めること。
2. 主体的に研究を遂行する能力およびその基礎となる学識を有することを示す客観的な資料（公表論文）があること。

なお、2. の公表論文は、学位申請論文の主要部分をなし、査読制度の確立した学術雑誌に掲載されている英文の原著論文であり、かつ、その筆頭著者であること。当該公表論文の性質、内容や執筆経緯、学位申請論文との関係性等が審査において評価される。

また、審査の一環として、公開発表形式の口述および質疑を行い、学位審査委員会、大学院学務委員会、医学系運営委員会、医学薬学府幹事会及び千葉大学・金沢大学・長崎大学先進予防医学共同専攻連絡協議会において、博士の学位にふさわしいものと認められる必要がある。

○審査委員体制、審査の方法及びその項目

医学薬学府規程

（学位論文等の審査及び最終試験）

第20条 学位論文等の審査及び最終試験は、千葉大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるところにより、本学府の授業及び研究指導を担当する教授のうちから、医学薬学府教授会（以下「教授会」という。）が指名する3名以上の審査委員が行う。ただし、教授会が必要があると認めるときは、本学府の授業及び研究指導を担当する教授以外の教員を審査委員とすることができる。

2 審査委員の構成は、次のとおりとする。

一 主査 1名

二 副査 2名以上

3 教授会は、学位論文の審査に当たって必要があると認めるときは、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

4 前項に定めるもののほか、学位論文等の審査及び最終試験等に関し必要な事項は、別に定める。

先端医学薬学専攻（薬学領域）

○審査基準（満たすべき水準）

博士課程における学位申請論文の審査にあたっては、当該論文が新規性、論理性、明瞭性、倫理性等の観点から秀逸であり、薬学および関連分野の発展に寄与する高い学術的意義を有しているかを基準として評価する。

○審査委員体制、審査の方法及びその項目

医学薬学府規程

（学位論文等の審査及び最終試験）

第20条 学位論文等の審査及び最終試験は、千葉大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるところにより、本学府の授業及び研究指導を担当する教授のうちから、医学薬学府教授会（以下「教授会」という。）が指名する3名以上の審査委員が行う。ただし、教授会が必要があると認めるときは、本学府の授業及び研究指導を担当する教授以外の教員を審査委員とすることができる。

2 審査委員の構成は、次のとおりとする。

一 主査 1名

二 副査 2名以上

3 教授会は、学位論文の審査に当たって必要があると認めるときは、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

4 前項に定めるもののほか、学位論文等の審査及び最終試験等に関し必要な事項は、別に定める。

先端創薬科学専攻

○審査基準（満たすべき水準）

博士課程における学位申請論文の審査にあたっては、当該論文が新規性、論理性、明瞭性、倫理性等の観点から秀逸であり、創薬科学および関連分野の発展に寄与する高い学術的意義を有しているかを基準として評価する。

○審査委員体制、審査の方法及びその項目

医学薬学府規程

（学位論文等の審査及び最終試験）

第20条 学位論文等の審査及び最終試験は、千葉大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるところにより、本学府の授業及び研究指導を担当する教授のうちから、医学薬学府教授会（以下「教授会」という。）が指名する3名以上の審査委員が行う。ただし、教授会が必要があると認めるときは、本学府の授業及び研究指導を担当する教授以外の教員を審査委員とすることができる。

2 審査委員の構成は、次のとおりとする。

一 主査 1名

二 副査 2名以上

3 教授会は、学位論文の審査に当たって必要があると認めるときは、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

4 前項に定めるもののほか、学位論文等の審査及び最終試験等に関し必要な事項は、別に定める。

論文博士の学位論文審査について

○審査基準（満たすべき水準）

課程博士の審査に準じる。